



富谷市

低所得世帯の妊婦の方へ

初回の産科受診費用助成のお知らせ

低所得世帯の妊婦の方に対して、経済的負担を軽減し健やかな妊娠期を過ごせるよう、妊娠判定のために医療機関を受診した費用を助成します。

わからないことが
ありましたら、と
みここにご相談
ください。



助成対象者

産科受診時及び申請時に富谷市内に住所がある方で、次の条件にすべて当てはまる方

- ① 妊娠判定のために産科医療機関を受診した方で、妊娠が判明した方
 - ② 住民税が非課税世帯に属する方又はこれと同等の所得水準であると認められる方で、世帯の課税状況の確認に同意する方
 - ③ 産科医療機関等の関係機関と市が支援に必要な情報を共有することに同意する方
- ※流産、死産の場合も含む

助成金額

初回産科受診料の費用（産科医療機関実施の妊娠判定に係る診察、尿検査、超音波検査等）
上限 10,000 円 ※保険診療分は助成対象になりません。

申請方法

とみや子育て支援センター（とみここ）へ事前に連絡の上、申請に必要な書類を揃えて提出してください。
また、申請の際に、保健師又は助産師が面談します。

申請に必要な書類

- (1) 富谷市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付申請書兼情報提供同意書(様式第1号)
- (2) 妊娠届出書等、妊娠している事を証明するもの（母子健康手帳表紙の写しなど）
- (3) 初回産科受診料の領収書（領収印のあるもの）及び診療明細書
- (4) 通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号がわかるもの）
- (5) 妊婦または世帯員が当該年1月1日時点で富谷市以外に住所があった場合は、非課税証明書
- (6) 妊婦の所得が少なく、同一世帯の親などからの経済的支援が難しい方は、申立書(様式第2号)
- (7) 妊婦等世帯員の所得が減少し、非課税世帯と同等の所得水準である方は、申立書(様式第2号)及び算出書（様式第3号）
- (8) 妊婦本人の生活保護受給者証の写し

※（5）～（8）は必要な方のみ提出。

令和5年4月1日診察分より該当します！申請に必要な書類については、ホームページよりダウンロードできます。



申請期間

受診された日から6か月以内

※令和5年4月1日～11月30日に受診された方は、令和6年3月31日まで申請して下さい。

申請・お問い合わせはこちらまで（受付時間：8時30分～17時30分）

とみや子育て支援センター（とみここ）
022-343-5528

〒981-3332
富谷市明石台七丁目2番地1
とみや子育て支援センター



市ホームページ
初回の産科受診費用
助成のページ